平成13年度公立高等学校全日制普通科の通学区域と入学者選抜について

平成13年度入試から普通科の通学区域が変わります

通学区域の改正は、みなさん一人一人が自分の個性や能力、適性等をいっそう伸ばす学習や部活動ができる、自分にふさわしい学校を、より多くの高校の中から選ぶことができるようにするものです。

1　これまでの学区のうち、村上学区と新発田学区、長岡学区と柏崎学区が合併して、それぞれ一つの学区になります。これにより、学区の数はこれまでの10から8になります。

2　各通学区域ごとに、定められた一定の割合（「隣接学区からの入学許容率」といいます）の範囲内で、隣接学区の高校へも入学できます。「隣接学区からの入学許容率」は同じ通学区域内の高校はすべて同じ割合です。なお、これまで設けていた「共通区域」は廃止します。

各通学区域の隣接学区及び入学許容率

通　学　区　域	隣　接　学　区	入学許容率
第1学区（新発田・村上）	第2、第3	20%
第2学区（新津・五泉）	第1、第3、第4	20%
第3学区（新潟）	第1、第2、第4、第8	15%
第4学区（三条・西蒲）	第2、第3、第5	25%
第5学区（長岡・柏崎）	第4、第6、第7、第8	15%
第6学区（魚沼）	第5、第7	15%
第7学区（上越）	第5、第6、第8	15%
第8学区（佐渡）	第3、第5、第7	15%

通学区域について、詳しくは次のページをご覧ください。

3　選抜方法は次のようになります。

①　推薦選抜、一般選抜いずれにおいても、隣接学区の高校を受検することができます。

②　合格者の決定は、当該学区の受検者も隣接学区からの受検者も区別しないで、一括して、同じ基準によって行いますが、隣接学区からの合格者数は、「隣接学区からの入学許容率」の範囲内に限られることになります。

③　欠員補充のための2次募集においても、隣接学区の高校を受検できます。合格者の決定に当たっては、推薦選抜、一般選抜とは異なり「隣接学区からの入学許容率」は適用しません。

（ことばの説明）
当該学区：自分が住んでいる市町村が属する通学区域
隣接学区：自分の通学区域から受検できる隣りあった通学区域
隣接学区からの入学許容率：各高校の募集定員に対して、隣接学区から入学を認めることができる人数の割合

新潟県教育委員会

◎普通科の新しい通学区域と高等学校◎

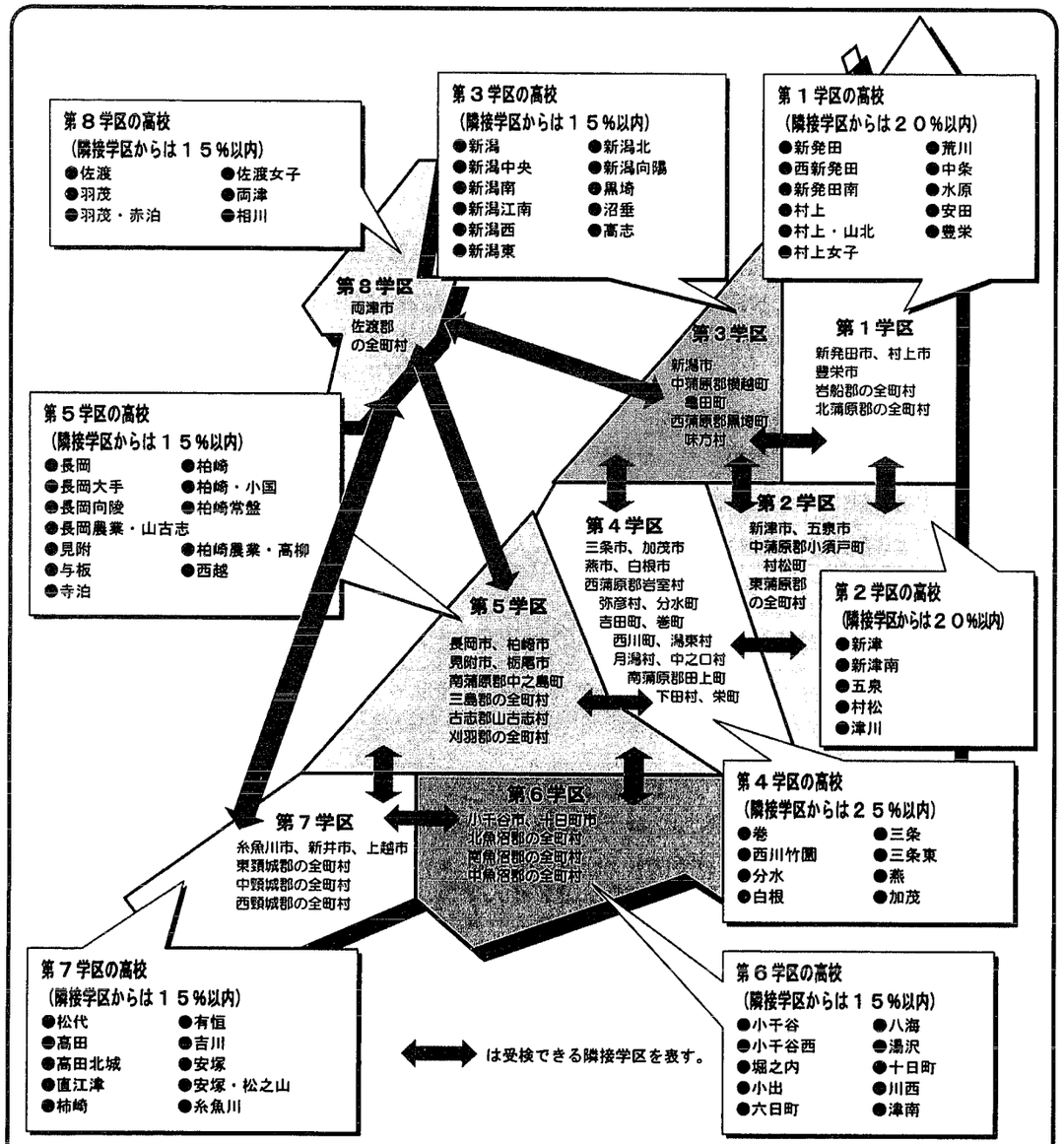

◎全日制の職業に関する学科、理数科等のその他の専門学科及び総合学科の通学区域は従来どおり全県一円です。

自分の学区を□の中に書き入れて整理しておきましょう

当該学区 □　　隣接学区 □

（平成12年6月12日　高等学校教育課　℡025-280-5611）